제522호 1910. 10. 1.

京城新報

人の一生は重荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年……
本紙定價 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金……▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金……▲郵稅一ヶ月十五錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）
廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一圓金▲五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人 高木久馬太
印刷人 松久神一郎
發行所 京城新報社 京城西署西小門通（電話六六三）

雜錄

漢城より

二十九日　熊浦逸人

▲吾等は今日會心の二著述を我が編輯局の机上に發見せり、一は、度支部囑託關野工學博士の手に成れる「朝鮮藝術の研究」にして、他は學校と家庭社發行の「學校と家庭」第一集なり。

▲「朝鮮藝術の研究」は、荒井度支部次官が其の卷頭に叙べたる如く「不知不識の間に奪亡すべき史料を滅却して異日研究の士をして手を着くるに處なからしむるの悔あらんを恐れ」、關野博士及其の助手二名をして調査研究せしめたる處にして、其の目次左の如し、朝鮮建築調査略報告、朝鮮文化の遺蹟、第一、朝鮮遺蹟一覽「地方別」第二、朝鮮重要遺蹟「時代別」（以上關野博士）慶州の陵墓（谷井文學士）新羅時代以後の墳墓建築に就て（栗山工學士）

▲關野博士は朝鮮建築器報告中に、其の調査研究の方針を述べられたり、曰く「今回の調査は固より建築物を主とし、されども著名なる古蹟及工藝的遺物は建造物と關聯する處多く、共に古代文化の變遷を徵するに足るべき憑據となるべきものを以て、便宜目睹せしものは併せて之れを攻究することゝせり」と、而して其の「調査せし建造物の種類は宮殿、城廓、官衙、廟寺、書院、陵墓、塔婆等にして其他は古蹟、佛造、銅鐘、殺等、石塔、碑碣、香炉、書畫等」なりと、吾等は此の一少冊子が學界に寄與する處頗ぶる大なるべきを信ずると共に、度支部が、荒井氏が鹽も造り煉瓦も燒かざるべからざる多忙の身を以て此の企てを成されたるを多とするものにて有る也。

▲「學校と家庭」に就ては、俵學部次官が此の書に寄せたる祝辭の一節に「本書が兒童教養上學校及家庭の指針たる好伴侶たるべきを確信す」と叙べたるを見る、勿論之れが此の書發刊の主意なるべし、故に吾等は會心の讀物なりといふのなり其の主意の貫徹は云ふ迄も無く向後に於て勉めらるべきものなり而かも同書の内容を評することも亦向後に於て爲さるべきものならん、唯吾等は今少しく趣味の饒かならんことを希望す、否らざれば編者が餘りに其の好む處に阿ねるやにも見ねて、總ての家庭に歡迎せらるゝを保し難し。

雜報

露國官憲と朝鮮人

近來浦鹽に於ける亡命朝鮮人が露國官憲の嚴重なる取締りに依り何事をも爲し得ずとのことは豫て報導せし處なるが本月上旬以後の狀態に就き聞く處によれば露國官憲は去る九日付を以て大搜索を行ひたるに李範允、柳麟錫、洪範道等暴徒派の首魁は開拓里に遁れて行衛不明となり李範允はニコリスク浦鹽間の或る地點に潛伏し洪範道は蘇城に逃走したるを以て直ちに追跡せしも捕縛する能はず李相卨も亦逃走したりといへり斯くの如くにして露國官憲の警戒は頗る嚴重なりとす而して同十二日は午前二時を期して開拓里を包圍し不逞の徒十八人を逮捕したるが其過半は釋放したりと事情斯くの如くなるを以て李甲、李鐘浩、鄭任寬は十八日付にて煙秋に去り鄭任寬、李甲、李剛、李鐘浩、安昌鎬及び高昌俊等は禍の自己等に及ぶを恐れ官憲に金圓を贈りたりとの説あり然るに去る十九日に至り露國官憲は又々ノヲキーエフスキー、ニコリスク及びハバロフク等に打電し李範允等の取押へ方を傳令したるが範允は義金と稱して金錢を強請せしより在住朝鮮人より嫌惡を受けつゝありと云ふ今是等の輩に付き其黨派別を示せば左の如くなりといふ

一、暴徒派李範允（洪範道、柳麟錫、金奎敏）
二、社會派（朝鮮人會の通稱）鄭任寬、安昌鎬其他
三、鄭淳萬派（元海州新聞主筆）

柞蠶製糸會社設立

安東縣の有志等は民團の補助金一千圓有志の寄金七百圓等を備へ澁谷某の苦心經營成る所謂主明式に則り本年春柞蠶試驗所を設けたるが其後の成績極めて良好なれば此經驗を基礎として約五萬圓の合資會社を組織し機械百基を設備して斯業を經營せんと目下計畫中なる由尤も百人取の器械を設備するに對しては三萬六千圓の資金にて充分なりといふ所謂主明式なる柞蠶繭解緒方法は頗る簡單にして過般同地に視察の歩を向けたる吉田博士等も見て大に稱贊したりといふ而して計畫者は目下內地の機業地に人を派し需供上の關係調査中にして既に京都西陣の如きは厚板綾原料として若干の製糸を注文し來れる由因みに安東縣方面にて集散する柞蠶繭一箇年約三百萬圓ありこれが加工は極めて有利の事業なれば都督府も特に勸業費として若干を下附すべきことに內定したりと云ふ

●大連の取引所問題

大連に大豆、豆粕、豆油の三品取引所を設置すべしとの議は勝部農商務參事官の調査報告に基き目下各方面に於て研究せられつゝあるが現在淸國商人其他が大連に於て行ひ居る現物賣買の方法は如何にも不完全にして何人も相當取引機關の必要を認むるも唯だ其の方法程度の如何によつては幼稚なる支那當業者が俄かに喜んで之に來らざるの虞あり又日本人側にても三井物產の如き殆んど獨占的に大取引を爲しつゝある者が之に對して熱心なる贊意を拂はざる傾きあるなど取引所新設に付きては多少の支障なきにあらずされど特別なる法規の下に且つ半官半民的の權威ある組織によりて漸進的に調和發達せしむるに於ては左迄難事にあらざる可しとの議勢力あれば早晩更らに具體的案件となりて現はれ來るべしと

○新刊紹介

▲韓國貿易品の取引順序及運賃等に關する調査　八月二十五日發行（度支部）
▲特許局公報　二十三號八月廿七日發行（統監府特許局）
▲東京經濟雜誌　一五六一號九月二十四日發行（東京京橋區彌左衛門町七同社十二錢）
▲月報　四號八月分（韓國銀行）
▲學校と家庭　第一集九月二十一日發行（龍山櫻町八十番同社）
▲朝鮮藝術の研究　關野工學博士等度支部の囑託に依り調査研究したるものゝ梗概を載せたり（度支部）
▲繪葉書世界　三號九月十日發行（東京神田區柳原川岸一一永井三星堂一冊五錢）

講談

大岡政談 越後傳吉 第八十七回

旭堂南陵講

庄左衛門は藤兵衛が擬書面で書いた願書とは知らず、これが十兩貰つた願書かと思ふと何だか嬉いやうで　庄「矢ッ張り金の力といふ者はあるものと見ゆる　早「旦那どんさうですのう」二人は喜びながら願書を差上げました、すると翌日庄左衛門お早の兩名は呼出になりました、勘定奉行寺社奉行の裁判がある から、元來地方の出來事である のだが、今回は特に越前守に命ぜられたのだから、御前白洲です、なかなかお奉行さんがさう直接に裁判になるものではない、大概マア與力の方で裁判をするそれをば御前白洲と來たんですから大變です、お奉行所の樣子は毎度申上げて居りますから略いたしますが、正面には八七寶の定紋の附たる屛、大岡越前守忠相控へられる、其の傍らに衣を着けまして名奉行といはれたる大岡は目安方、庄左衛門お早の兩名は白洲に恐れ入つて控へて居ります、越前守兩名をば暫時御覽に相成てゐた　越「越後國頸城郡高田領曾田村百姓庄左衛門　庄「ハイ　越「妻早　早「ハイ　越「面を擧げよ　兩人「ハイ　越「願書の趣に相違ないか　兩人「毛頭相違ございません　越「ア、一通り其方等兩名の口より願書の趣きを猶詳しく申立よ　早「ハイ畏りましてございます、恐れ乍ら申上げます」之から庄左衛門が願面の通りをば自分の口から申上げる夫をば越前殿が扇を膝に立て遊ばしてジッと聽て居らつしやる、お奉行樣がこのときにチャンと當人の善惡を看破るもので、越前守といふ方は人相を能く御覽なさる、どんな人間でも越前殿の前へ出るときにはジロリと一眼御覽になれば、ハヽア此奴は惡人であるか善人であるかといふことを看破られる、さればこそ德川の天下を轉覆さうとした天一坊の如きものさへ、越前守殿が一見してすッかり看破られた、斯ういふ方ですから庄左衛門お早の申立てるのをジッと聽きになつて居ながら、兩人の人相に眼を留められると何うも良くない、强慾にいたして人を僞はり惡事を好むといふ賊にならぬ相がある、殊に早の人相を見ると年は老つて居りますが、何となしに淫亂な女と見られた二人がボツ〳〵恐る〳〵申し立てゝ居ることが全く腹から出たことぢやアない、作つて云てゐる事が能く分る、悉く越前殿お聽終りに相成て　越「愈々夫に相違ないか　兩人「毛頭相違ございません　越「只今其方申立ての中に……　庄「ハイ　傳吉江戸表へ逐電中の妻梅なるものと伯母お早の兩名棄て置たを其方が引取つて世話いたしてゐるうち、傳吉が中村屋の娘仙と申す者と道中にて馴合ひ、その者をば連歸つて、梅と早兩名を棄てたといふのぢやな　庄「左樣でございます、傳吉といふ奴は憎い奴でございまして……　越「さうして其方の悴庄藏と梅は夫婦にしたのか　庄「村中の人の勸めに依つていたしました　越「相分つた傳吉夫婦仲宜しきをば恨み殺したと申すのぢやな　庄「御意にございます　越「定めし殘念であらう　庄「悴や嫁が殺されまして殘念でございます　早「恐れながら早も申上げます、梅は妾の腹を痛めた子、又庄藏の方は庄左衛門殿が實子、これも殘念でございます、　越「ム、其方等兩名現在娘や子を討たれて殘念なことは越前よく察しる、篤と取調べをいたし、必らず敵討はして取らすぞよ　兩人「有難き仕合せでございます　越「庄左衛門　庄「ハイ　越「其方には子は庄藏一人か　庄「恐れながら申上げます、庄藏の妹と申しまする者が一人ございます　越「ム、　庄「それはエヽ郡奉行黑崎律右衛門方へ嫁入をいたし居りますので　越「アヽ左樣か、それ切か　庄「今一人娘がございます　越「アヽ良い子持ぢやな、それは何うしたのぢや　庄「それは誠に情ないことで、丁度その子が左樣でございます、八歲の年でございました、江戸へ用があつて參りまして、娘を連れまして江戸見物、淺草の觀音樣へ參詣をいたして人の出盛り、アヽ賑賑なところぢやわいと娘を連れて迂路つく中に、多數の人に押返されてその時に獨頭娘を見失ひましたなり未だ在所が知れませんので……　越「ハヽア、左樣か、その者は何と申す　庄「ハイ岩と申しまする

東京電報

▲三皇孫の御歸京 葉山御別邸に御滯在中なりし三皇孫殿下には本日御歸京あらせられたり(卅日)

▲外務省滿洲貿易 外務省に於ては在滿洲領事に朝鮮滿洲間の貿易狀態調査を命じたり(同上)

▲國境貿易の調査 日韓併合の結果淸國との陸路貿易の關係を生ずるを以て安東縣の稅關を其儘存置すべきか又は國境貿易の均霑權は如何にすべきかに付き取調のため外交官一名を國境に派遣すべく命令發せられたり(廿九日)

▲煙草會社の設立 今回新たに朝鮮煙草會社設立の計畫ありしが諸般の設備進捗し愈々近々中に設立を見るに至るべし(同上)

雜報

總督府官制發布

勅令第三百五十四號を以て左の如く發布さる

朝鮮總督府官制

第一條 朝鮮總督府に朝鮮總督を置く 總督は朝鮮を管轄す

第二條 總督は親任とす陸海軍大將を以て之に充つ

第三條 總督は天皇に直隸し委任の範圍內に於て陸海軍を統率し及朝鮮防備の事を掌る 總督は諸般の政務を統轄し內閣總理大臣を經て上奏を爲し及裁可を受く

第四條 總督は其の職權又は特別の委任に依り朝鮮總督府令を發し之に一年以下の懲役若は禁錮拘留二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得

第五條 總督は所轄官廳の命令又は處分にして制規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは其の命令又は處分を取消し又は停止することを得

第六條 總督は所部の官吏を統督し奏任文官の進退は內閣總理大臣を經て之を上奏し判任文官以下の進退は之を專行す

第七條 總督は內閣總理大臣を經て所部文官の敍勳を上奏す

第八條 總督府に政務總監を置く 政務總監は親任とす 政務總監は總督を輔佐し府務を統理し各部局の事務を監督す

第九條 總督府に官房及左の五部を置く
總務部 內務部 度支部 農商工部 司法部

第十條 總務部に人事局、外事局、會計局、內務部に地方局、學務局、度支部に司稅局、司計局、農商工部に殖產局、商工局を置く 官房、各部及各局の事務の分掌は總督之を定む

第十一條 總督府に左の職員を置く
長官 五人 勅任
局長 九人 勅任又は奏任
參事官 二人 奏任
秘書官 專任 二人 奏任
書記官 專任十九人 奏任
事務官 專任十九人 奏任
技師 專任三十八人 奏任
內二人を勅任と爲すことを得
通譯官 專任 六人 奏任
屬 技手 通譯生 專任三百三十七人 判任

第十二條 長官は各部の長と爲り總督及政務總監の命を承け部務を掌理し部下の官吏を指揮監督す

第十三條 局長は上官の命を承け局務を掌理す

第十四條 參事官は上官の命を承け審議立案を掌り又は各部局の事務を助く

第十五條 秘書官は總督の命を承け機密に關する事務を掌る

第十六條 書記官は上官の命を承け府務を掌る

第十七條 事務官は上官の命を承け府務を助く

第十八條 技師は上官の命を承け技術を掌る

第十九條 通譯官は上官の命を承け通譯を掌る

第二十條 屬技手通譯生は上官の指揮を承け庶務技術及通譯に從事す

第二十一條 總督府に總督附武官二人及專屬副官一人を置く
總督附武官は陸海軍少將又は佐官を以て之に補す
副官は陸海軍佐尉官を以て之に補す
總督附武官及副官は總督の命を承け事務に服す

附則

本令は明治四十三年十月一日より之を施行す
明治四十三年勅令第三百十九號は其の官立學校に關するものを除くの外之を廢止す

總督府地方官制

朝鮮總督府地方官々制は三十日勅令第三百五十七號を以て公布されたり

第一條 朝鮮に左の道を置く
京畿道 忠淸北道 忠淸南道 全羅北道 全羅南道 慶尙北道 慶尙南道 黃海道 平安南道 平安北道 江原道 咸鏡南道 咸鏡北道
道の位置及管轄區域は朝鮮總督之を定む

第二條 各道に左の職員を置く
長官 勅任
參與官 一人(勅任又は奏任)
事務官 奏任
通譯官 奏任
技師 奏任
書記 技手 通譯生 判任
長官は當分の內奏任と爲すことを得

第三條 各道を通じて事務官は專任二十六人、技師は專任十八人、書記技手及通譯生は專任四百二十三人とす 通譯官は道の須要に依り俸給豫算定額內に於て之を置く

第四條 各道に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五條 道長官は朝鮮總督に隸し法令を執行し管內の行政事務を管理し部下の官吏を指揮監督す
道長官は道行政の執行に關し管內の警察官を使用することを得
道長官は地方警察事務に關し道警務部長をして必要なる命令を發せしめ又は之に對し必要なる處分を爲すことを得

第六條 道長官は管內の行政事務に關し職權又は委任の範圍內に於て道令を發することを得

第七條 道長官は府尹又は郡守の命令又は處分にして制規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは其の命令又は處分を取消し又は停止することを得

第八條 道長官は安寧秩序を保持する爲兵力を要するときは之を朝鮮總督に具狀すべし但し非常急變の場合に際しては直に當該地方駐在軍隊の司令官に出兵を要求することを得

第九條 道長官事故あるときは內務部長たる事務官其の職務を代理す

第十條 道長官は其の職權に屬する事務の一部を府尹又は郡守に委任することを得

第十一條 參與官は道長官の諮問に應し又は臨時命を承け事務に服す

第十二條 各道に長官々房、內務部及財務部を置く
官房及各部の事務分掌は朝鮮總督之を定む

第十三條 內務部長及財務部長は事務官を以て之に充つ
內務部長及財務部長は道長官の命を承け部務を掌理し部下の官吏を指揮監督す

第十四條 部長に非ざる事務官は上官の命を承け道務を掌る

第十五條 通譯官は上官の命を承け通譯を掌る

第十六條 技師は上官の命を承け技術を掌る
書記、技手及通譯生は上官の指揮を承け庶務、技術及通譯に從事す

第十七條 各道に府及郡を置く
府及郡の名稱、位置及管轄區域は朝鮮總督之を定む

第十八條 各府郡に左の職員を置く
府尹 郡守 (奏任)
書記、通譯生 (判任)
府に事務官及通譯官を置くことを得
府事務官及府通譯官は奏任とす

第十九條 各府郡を通じて事務官及通譯官は專任四人、各府郡を通じて書記及通譯生は專任二千二十二人とす

第二十條 各府郡に於ける事務官、通譯官、書記及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二十一條 府尹又は郡守は道長官の指揮監督を承け法令を執行し管內の行政事務を掌理し部下の官吏を指揮監督す
府事務官は府尹の命を承け府務を掌る
府通譯官は上官の命を承け通譯を掌る

第二十二條 書記、技手及通譯生は上官の指揮を承け庶務、技術及通譯に從事す

第二十三條 各道及各府郡に參事を置くことを得
參事の定員は朝鮮總督之を定む
參事は道、府郡管轄內に居住し學識名望ある者に就き朝鮮總督の認可を受け道長官之を命す

第廿四條 參事は名譽職とす道長官又は府尹、郡守の諮問に應する者とす
參事は朝鮮總督の定むる所に依り手當を給することを得

第二十五條 各府郡に面を置く
面に面長を置く判任官の待遇とす
府尹又は郡守の指揮監督を承け面內の行政事務を補助執行す
面及面長に關する規程は朝鮮總督之を定む

第二十六條 各道、慈惠醫院を附置す
慈惠醫院は疾病の診療に關する事を掌り兼て總督の指定に依り醫師の養成に關する事を掌る
各醫院に左の職員を置く
院長、醫員(奏任又は判任)書記、助手、通譯生(判任)
各醫院を通じて醫員は奏任二十八人書記、助手及通譯生は判任四十一人とす
各醫院に於ける醫員、書記、助手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二十七條 院長は醫員を以て之に充つ道長官の指揮監督を承け院務を掌理し部下の職員を監督す

第二十八條 醫員は院長の指揮を承け醫務及醫育を掌る
書記、助手及通譯生は上官の指揮を承け庶務、醫務及通譯に從事す

附則

本令は明治四十三年十月一日より之を施行す

中樞院官制要領

朝鮮總督の諮詢に應ずる機關として中樞院官制を設け左の職員を置かる

議長 一人 政務總監を以て之に充つ
副議長 一人 親任待遇
顧問 十五人 勅任待遇
贊議 二十人 同
副贊議 三十五人 奏任待遇
書記官長 總督府高等官の兼任とす
書記官 二人 奏任
通譯官 三人 奏任
屬 三人 判任

其體給は副議長及顧問は二千五百圓以內贊議は千二百圓以內とし內副議長には八百圓以內の手當を支給せらる

警察官制の大要

警察官署の制度は先般規定されたるものを少しく變改せし耳にて其第八條に警務部長は道長官の命により地方行政の執行を助け又は地方警察事務に關し道長官の命を受け必要なる命令を發し又は處分をなすべしとなり第九條には警務總長及び警務部長は各其職權又は委任の範圍內に於て命令を發することを得とあり殊に現任者は悉く各同官等俸給を以て現官に任せられたる次第なり

寺內統監の訓示

廿九日新たに各道財務部長となるべき在京官吏を統監邸に召集し寺內統監より左の訓示ありたり

新官制は將に十月一日を以て發布施行せられ地方行政機關の改良刷新も亦同時に併せ行はれんとす依て各員に地方在勤を命じ財務の事に當らしむる事とせり今や恰も租稅徵收の期に方り官制改正の事なり宜しく時機を逸せざる樣相當手段を取るは此際緊要の事項に屬す依て各員は急速赴任して財務上萬般の措置に付遺算なきを期すべし

新官制に於ては地方行政機關は統一せられ從來分離せし地方財務も道長官の下に屬することとなれり而して財務事務は單に租稅徵收のみに止まらず周ねく地方財務に關するを以て守すべきは勿論道各郡の間協力一致法規に準據し且つ道長官の命令を遵して地方行政の擴張を圖るべし朝鮮に在勤する官吏中此地の事情に通せざる者往々にして之れ有り元來行政の事は克く其の沿革に鑑み地方の人情風俗を察し之に適合せる施設を採るを第一の要義とす徒らに机上の理論を以て律すべからざるものあり各員は深く此點に注意して愼重事に當るを要す

總督は依然武官

朝鮮總督の人選は武官に限るや否やは政治界の一問題なりしが總督府官制第二條に總督は親任とし陸海軍大將を以て之に充つと規定せられたる故に理論は別として依然武官に限る事になりたり

總督府の定員數

朝鮮總督府の定員は長官五人(勅任)局長九人(勅任又は奏任)參事官專任二人(奏任內一人を勅任となすことを得)秘書官專任二人(奏任)書記官專任十九人(奏任)事務官專任十九人(奏任)技師專任三十八人(奏任內二人を勅任となすことを得)通譯官々專任六人(奏)屬、技手、通譯生專任三百三十七人(判任)

轉免さる可き官吏

別項記載の如く總督府官制は愈々三十日の官報にて發布されたるに就いては此際轉免さるべき官吏は非常の多數に上る由にて度支部の如きは全く免官となるもの二百八十餘名なる由なるが各部に於て轉免すべく判明し居れる者を擧ぐれば左の如し

一、罷免者の部

▲度支部
技師 荒井寅治
同 塚本道遠
會計檢査局書記官 落合芳藏
漢城財務監督局長 小林重
事務官 平野與次

▲農商工部
技監 黑岩休太郎
會計課長 四王天數馬
技師 鈴木外次郎
同上 岡衛治

▲內部
技師 安田不二麿
同上 比田孝一
同上 佐野藤二郎

▲大韓醫院 鍋田醫師を除き其他全部

二、轉任の部

▲農商工部
▲殖產局長 菊地武一
○農務課長 中村彥
○水產課長 庵原文一
○山林課長 齋藤音作
▲商工局長 工藤英一
○礦務課長 工藤局長兼任
○商工課長 人見次郎

▲內部
前度支部書記官
海州財務部長 菅田勇
公州同上 吉橋憲郎
春川同上 矢島
鏡城同上 田中
濟州同上 森山誠之

尙は其他の財務部長は舊財務監督局長より補せらるゝならん

▲度支部
▲司稅局長 鈴木穆
○稅務課長 藤川利三郎
○關稅課長 有賀光豐
○庶務課長 久芳直介
▲主計局長內部より新任
○財務課長 藤原正文
○豫算決算課長 河內山樂三
▲專賣局長 上林敬次郎
○蔘政課長 上林局長兼任
○製造課長 赤倉吉三郎

●土地調査局の定員

土地調査局には總裁、副總裁(勅任)書記官三名事務官二名以上査官一名技師四名何れも奏任にして總裁は政務總監之れを兼ね副總裁は度支部次官俵孫一氏任命さるべしとの噂さ高し

●總督府取調局官制

各般の制度及舊慣の調査、法令の立案審議、法令の廢改に就き意見の具申を掌らしむる爲め取調局を置かる定員左の如し
長官一人(勅任)▲書記官二人(奏任)▲事務官四人(同)▲屬通譯生十二人(判任)

●總督府專賣局新設

紅蔘の專賣及鹽の製造販賣輸出入移入移出入試驗鑑定及取締等に關する事務を管掌すべく總督府專賣局を新設せり人員は局長事務官一人技師三人何れも奏任にして書記技手四十一人なり

●總督府と附屬官衙

總督府の附屬官衙として其主なるものは管林廠、平壤礦業所、印刷局、工業傳習所、勸業模範農場等にして特に學校廠は本令發布の際の現官者は其同官等俸給にて任用せられたり

副統監の歸着期

上京中なりし山縣副統監は二十九日午後八時二十五分下の關へ着一泊の上三十日午後七時發の關釜連絡船に搭乘されたるを以て一日午後八時十分南大門着の筈なるが今回は夫人及令孃を同伴されたりと

●濟州島の椎茸產額

近時世間に嘖々たる濟州島の一大利源椎茸は昨年鈴木農商工部技師の精査に因り始て具体的に紹介されたるものなり同島を橫斷する漢拏山は幾千万のシデ樹(椎茸の最上材)に蔽はれ是に因りて生ずる椎茸は品質優良にして壹岐產を凌ぐといふ同島に年久しく經營せるは單に藤井組の一家あるのみなるが同組の經營は當初不馴の爲め失敗多く昨年に至り漸く其緖に就き始末なるも尙は四千斤の收穫あり本年は更に五六千斤の買入あり尙ほ來年よりは一層增收の見込にて玆兩三年の後は優に一萬斤を超ゆべき豫算なりと因に漢拏山麓は無心なる島民の爲め絕へず火田の災に罹り近く十四五年間に於ても一里乃至一里幅に亘りシデ樹等の燒棄されたるもの實に夥しき面積に上りし[illegible]ね今尙殘存する幾萬頃のシデ林は徒らに秦々として一に經營の手を待たりと

●最終の參與官會議

三十日午前十時より統監府に於て最終の參與官會議を開かれ寺內統監、有吉長官、倉富、宇佐美、木內、俵、國分、小松の各參與官、明石總長、大屋、池田兩局長列席一日より施行さるゝ總督府官制に就て協議する所ありたり

●靖武祠祭典の執行

東小門と東大門の中間に在る靖武祠は淸國軍人の戰死者を祠れる處なるが一日は淸國領事主催となり居留民四五十名集り祭典を執行する筈なりと

●馬渡軍醫

平壤衞戍病院附陸軍二等軍醫馬渡覺二は二十六日附を以て本職を免ぜられ軍司令部附を仰付らる同時に軍司令部附陸軍二等軍醫福永謙三は平壤衞戍病院附を仰付らる

●孔子敎會の祭典

漢城西部西學峴孔子敎會にては三十日は孔子の誕生日とて會員五十餘名集り祭事を行ひしと

●農事見習生入京

水原農事模範場見習生三十七名職員引率三十日午前八時二十分南大門着列車にて入京せり

公人私人

▲久治米邦藏(農商工部園藝模範場長) 二十九日[illegible]島へ
▲橫山孫一郎(帝國ホテル取締) 二十九日釜山より入京浦尾へ
▲戶田次郎(帝國馬車會社主任) 二十九日釜山より入京浦尾へ
▲淸水顯次郎(皮革會社技師長) 二十九日入京浦尾へ
▲近藤常助(農事株式會社支配人) 二十九日平壤より入京巴城館へ
▲二見鏡三郎(京都帝國大學敎授) 二十九日入京巴城館へ
▲德島猪一郎 水原より歸京す

▲京城手形交換高▼

九月	金高	枚數
三十日	二〇五、六七七、五八	三八九

▲大阪期米電報▼

▲前場(三十日) 十一月一節八圓五十五錢三錢五十錢四十八錢▲二節四十六錢四錢五錢▲三節四十六錢七錢六七錢▲出來高二千九百石

▲仁川米豆取引所▼

▲前場(三十日) 十月限寄十四圓五十五錢止四十二錢▲十一月限寄五十四錢止四十一錢

▲京龍兩驛の貨客▼

▲南大門驛乘降客 廿九日の分如左
乘車客 七二〇 下車客 九五〇
乘車賃金 一五六三、四三

▲南大門荷物扱高 廿九日の分如左
發送 五九噸 到着 二〇噸
發送賃金 七一四、二四

▲龍山驛の乘降客 廿九日の分如左
乘車客 二五二 下車客 一九二
乘車賃金 二四五、七八

▲龍山驛荷物扱高 廿九日の分如左
發送 六四噸 到着 一五五噸
發送賃金 一八二、〇六

▲仁川商況(九月三十日)

久しく端境期にありて閑散[illegible]市場は玆二三日前より小口ながら新[illegible]大豆の廻荷を見るに至り[illegible]入津もありたれば[illegible]々現物界の活動期[illegible]
▲玄米 十數日來[illegible]限壹萬三千石の受[illegible]玄米界は一時品薄[illegible]早稻腰堅くして容[illegible]ず常に七八十錢所[illegible]昨日右定期米解合[illegible]違かに三四十丁の[illegible]日は黃海上物九圓[illegible]記は相變はらず弱[illegible]俵の內七十俵丈手[illegible]
▲小麥 相變らず[illegible]て相場は黃海物六[illegible]日入津高五口俵
▲籾 約五百俵の[illegible]弱く四圓三十錢見[illegible]には手合せ出來せ[illegible]
▲新大豆 本日松[illegible]濟、黃海合計二百[illegible]れも八圓四五十錢[illegible]
▲其他 目下品な[illegible]

最良の採金法

(和田工學博士の談)

母國と朝鮮に於ける[illegible]不思議にも長短相補[illegible]邦家の至幸といふ[illegible]重要金屬が母國に[illegible]上を超へざるも此の[illegible]却々豐に目下年々[illegible]母國に不足なき銅[illegible]は短所なれとも母[illegible]には朝鮮の最も得[illegible]鑛の如きは其質善[illegible]富めり甚だ心强き[illegible]鮮の金鑛は母國と[illegible]せらる次生鑛にして[illegible]甚ならざるも分布[illegible]其次生たる自然の[illegible]る容易なり却說今[illegible]採金業者の操業を[illegible]遣方なり第一今日[illegible]に目を皿に監督を[illegible]鑛陶汰幾多の作業[illegible]者の偸害は到底防[illegible]尙且つ今日の水汰[illegible]て絕對の採集法[illegible]されたる服碎鑛[illegible]たる分量を得たり[illegible]處なり是を個人は[illegible]る莫大の損失なり[illegible]處によれば先づ便[illegible]煉所を設け營業者[illegible]鑛石を供托し一所[illegible]害を免るゝは固[illegible]利を擧け得べき[illegible]規定及設備の上[illegible]

新官制改正官制

官報號外に發表されたる官制及改正されたる官制は左の如し

一、統監府警察官署改正の件一、總督府新官制一、通信官署新官制一、臨時土地調査局新官制一、稅關新官制一、專賣局新官制一、印刷局新官制一、裁判所職員定員令一、監獄官制新官制一、平壤礦業所新官制一、勸業模範場新官制一、工業傳習所新官制一、中學校官制改正の件一、土木會議官制[illegible]一、事務官臨時職員設置の件一、朝鮮人の奏判任增置に關する件一、土木[illegible]

[illegible]行したるに付濟島署長は朴警部を隨へ臨場し消防組合としての心得に付一[illegible]龍山東幕に於て這回新たに喞筒を購入し消防組員訓練し三十日其發會式を擧げ直ちに演習を行ひ器具使用方に付說明を與へ午後三時歸署したりと云ふ

新官制と改正官制

前項の外に新設されたる官制及改正されたる官制は左の如し

一、統監府警察官署改正の件一、鐵道局新官制一、通信官署新官制一、臨時土地調査新官制一、稅關新官制一、專賣局新官制一、印刷局新官制一、裁判所職員定員令一、監獄官制改正の件一、營林廠新官制一、[illegible]新官制一、不動産法調査所新官制一、勸業模範場新官制一、工業傳習所新官制一、中學校官制改正の件一、土木事務中臨時職員設置の件一、朝鮮人の特任待遇に關する件一、土木會議官制

●龍山朝鮮人消防組

龍山東幕に於て這回新たに喞筒を購入し消防組を組織し三十日其發會式を擧行したるに付憲兵署長は朴警部を隨へ臨場し消防組合としての心得に付一[illegible]直ちに演習を行ひ器具使用方に付說明を與へ午後三時歸署したりと云ふ

色魔の僞中尉

▽元は神戸裁判所書記▽妻子を棄て處女の操を弄ぶ

去る四十年中神戸地方裁判所の書記を拜命し居りたる原籍兵庫縣飾磨郡曾佐村の内曾宮村ゟの當時兵庫水木通六丁目秋田與太郎の弟角次(二九)は非常の放蕩者にて免職となりしより塚本通七丁目に移轉し運送店商館等に入り込しも落ち附ずして遂には女房たきみ(三三)の親里より資本金を引つ張り出し炭屋を營みしも悉く遊興と賭博に費消しドいの詰りは詐欺取財まで行はんとして兵庫署にて二回までの訓戒を受けしも改悛の狀なく一昨年十一月詐欺取財を働き遂に妻と長女さかみ(六つ)とを置去し姿を隱せしため妻子は神戸市旭通一丁目大東吉松といふ叔父の家を便り厄介となり苦痛を忍んで夫の行衛を搜し居りたるに無情にも角次は同年十二月より補公前料亭今駒の仲居にて福原町に住む丸龜生れのきよ(三)と情を通じたる上獨身者なりと欺き押懸け婿入りをなし内緣を結び同棲し居りたるをきみ親娘が聞出しきよ方へ訪ね行き夫を連れ歸らんとせしにきよはこの時既に角次の胤を宿し男の兒を生み落し居りたるにぞ非常に驚き欺かれたか口惜しいと子供を突き付け何どか處置せよと角次を責しより滿石の同人も閉口しその翌日元の妻子なるたきみ親娘を訪ねたるに寢るに蒲團もないといふ始末に角次は蒲團を持ち來りたる上一寸出て行くと飛び出したる儘歸り來らざるより何心なく疊みし蒲團を開けると這は如何にきよとの仲に生れし嬰兒を包みあるにぞ吃驚し夫が餘りの冷酷に呆れ果てたるも今に改心する時やあらんかと泣きの涙にて嬰兒を育て居りたる世にも稀れなる貞節の女房を有りて結構とその後何處にて借受けたるか陸軍中尉の軍服に功六級の金鵄勳章及び從軍記章、勳六等の勳章を胸に付け籠身口の大西寫眞店にて十數枚の寫眞を撮影し自分は豫備陸軍歩兵中尉にて日露の勳功に依り年金二百圓を賜り居れば遊んで喰ると妻の寫眞を振撒て吹法螺を吹き本年五月香川縣多度津町内田町大岡又吉長女ふみ(三)が朝鮮江景にて大成館といふ雜貨及料理店を營み居て藝妓を抱へに來り神戸驛前の栄旅館に滯在し居りたるに近付き例の豫備中尉を振り廻し抱藝妓拵へ周旋をなし歡心を求め置き同人が朝鮮に歸るや直ぐ跡を追ひ驅け行き約一箇月滯在し居る内に曾て女なぞには關係せし事なしとふみを欺き情を通じ内緣の亭主となりたる上ふみに向ひ内地で暮した方が面白いと同館を閉ませ六七百圓の金を得て圖々しくも兵庫に戻り楠本通五丁目に住み松浦政太郎と僞名しふみが何か商賣といふにも拘らず今に年金が下らば商賣を始めんと種々なる口實を設け百圓二百圓と取り出したる金を以て福原彌生小路のれ茶屋武藏を宿坊として南檢の江戸ッ兒藝妓十七八串萩野きみ(二十)と關係を付け盛に入揚げ例の寫眞を與へて十七八に中尉さんと呼ばしめ尚角次は色魔の本性を遺憾なく現し能福寺附近に住む渡邊某の獨り娘きぬ子(十九)といふ美人が養子を求め居れりといふを聽込み早速例の寫眞を渡邊方に送りきぬ子が大佛境内の異寫館にて撮影せる女學生姿の寫眞と交換し最早婿に成り澄せし積りにてきぬ子を連れ出し處女の操を破りたる抔實に憎むべき行爲を逞ふせしが天命てふに極まり以前炭屋を營業し居りたる際詐欺取財に罹り居りたる被害者が兵庫署に訴へ出居りて爾來行衛を搜索中なりし所より同地刑事が僞名を看破し武藏より朝歸りの所を取押へ詐欺取財その他の犯罪にて目下嚴重に取調中なりと

大韓寺の惡坊主

▽閻魔の廳に引立らる

大阪市南區難波西神田町八百七十七番地當時旭町二丁目十番戸大韓寺僧侶田中周信(三四)は眞言宗の御室派仁和敎會の名刺を振り廻し迷信者を誘ひ懇意になれば種々なる口實の許に寄付を迫り得たる金は全部旭町三丁目料理店開進亭太平町一丁目永樂亭旭町一丁目松葉亭等に於て酒色に費消し居りしが彼は身体に入墨を爲し内地に於ては土方もすれば破落戸の仲間入りもしたる事ありと云へば其筋にて注意人物と目せられ居りしが遂に其犯罪を南部署川副刑事の手に探知せられ目下取調中なるが其大要を記せんに開城北部大和町金原鐘照より大韓寺内宛旭町一丁目料理店松葉亭藝妓玉子に金二圓小爲替にて送金せり幵は以前、田中が松葉亭に行き折り料理屋より他に手紙を出すが都合惡しければ大韓寺内にて仕出し差支なくや若し返書來れば持參せられたしとの事を承諾せしにぞ玉子は旭町二丁目大韓寺内に居住し居るとて手紙を出したれば先方より何が爲めの送金かは不明なれど兎角前記の如く大韓寺宛送金せり然るに該手紙は玉子の手に入らず來る筈の手紙が來らぬより大韓寺へ數回照會せしも知らぬとの回答に付先方へ照會せしに既に送金して爲替證の受領迄送付し來りたるより當該官廳へ屆出しかば直ちに南部署に通知したれば何者の所爲ならんと搜査中該金受領者は長谷川町二丁目石橋安馬とあるを以て川副刑事は直ちに石橋の所在を搜査せしに料理屋一樂樓の樓主なる事判明せしかば夫れより探査の步を進めたるに田中が遊興費の不足に支拂たりとの事判明せしより其引致を見るに至りしなりと

南署管內種痘日割

▽落て接種を受けらる可し

十月一日より施行せらるゝ秋季種痘は一般に遺漏なき樣接種せしむる方針にて初痘は生後九十日以上の者善感者其他年を經過せる者及び初痘不善感者其他希望者をも接種し得る都合にて日割當日病氣其他の事故により差支へありたる者は施行中何れの場所に於て種痘を受くるも差支へなき由なり南部警察署管內の種痘日割は左の如し

▲十月一日 南山本願寺別院 旭町三、四丁目、南山町全部、倭城臺、壽町一、二丁目
▲三日 同上本願寺別院 明治町全部、曙町、永樂町一丁目、黃金町、本町一、二、三、四丁目
▲四日 旭町歌舞伎座 御成町、吉野町、古市町二丁目、蓬萊町、昭義門通、太平町一二丁目
▲五日 同上 米倉町、相生町、北米倉町、羽衣町、長谷川町一、二丁目、南大門通一、二、三丁目、南大門通三丁目裏通、本町一丁目同裏通、旭町一二丁目、漢江通五六丁目、岡崎町
▲六日 本町七丁目京城座 大和町一二三丁目、壽町三丁目、日の出町、新町、本町五六丁目
▲七日 同上 本町七八九丁目、花園町、櫻井町、永樂町二三丁目、若草町一二丁目、竹園町
▲八日 南大門外盆洞笠厦都方 皇華坊、館井洞、學材洞、朴車洞、司倉洞、毛芝坊(厚岩、孝峴、萬月里、石墍洞、林塔洞、典雅洞)磬石坊(治、蓋井、紫岩、巡廳、櫻井、盆、蓬、桃、皇門各洞)
▲十日 美洞四統三戸姜潤植方 會賢坊(小貞、水閣橋、南松峴、小公、司畜、銅峴、大龍、小龍各洞)
▲十一日 晦洞五十二統金胃漢方 誠明坊(鑄、南亭、上筆、藝、坂井、小仁峴、大仁峴、晦、生民、山林、大山林、園井、直井、筆各洞)
▲十二日 椒洞七十二統趙濟夏方 明禮坊(銅峴、明、小龍、大龍、南山、鐘峴、朴宮內、芋各洞)薰陶坊(芋、椒、宮基、鑄芧、竹、冷井、履各洞)樂善坊(上芋、上墨、下墨、生民各洞)

「美男子」を募集す

▽毎電社破天荒の計畫

東京にて發行せる毎日電報にては今回全國より大日本的美男子の寫眞を募集し各專門家をして鑑賞せしめ第一等より順次賞品を贈與する由にて締切は十一月三十日限りとし自選にても他選にても差支へなしとのことなれば我れと思はん男子達は自惚れを可成少なくして篤と鏡と相談上進んで應募せらるゝも良く奧樣方は御自身の旦那樣を推選せらるゝも宜しかるべし兎角は近頃破天荒の新計畫と云ふべきなり

●龍山の惡少年

京城

山下町高橋市左衛門方大阪市西區南堀江下通一丁目鈴木秀吉(十五)は非常なる惡少年にして先年來龍山凱旋町の伯父堀田松太郎方に同居したるが性來竊みを好み伯父楠太郎家の物を持ち出し其れを賣り飛ばして買食等を手始めに所々を竊み廻りし事龍山署の探知する所となり再三ならず留置されしも尙止まず去る廿八日も龍山本町左官職中川常吉方に於て鍋六挺釜一個を竊取し櫻町古物商向野五郎方へ賣却したる事を曾根崎巡査が探知し同日午後八時元町三丁目にて取押へられ取調べられしに前記の外新市街尋常小學校に忍入り生徒の硯二十二個及女生徒雨傘一本を竊したる等都合十二ヶ所に於て小竊盜をなしたる事を自白し尙二十八日夜は大島町梅尾の空屋に忍入り障子を四五枚竊み出さん考なりしと自白せり因に此惡少年は蚤くより親戚へ養子となりしが養母の取扱非常に酷なりし事を聞き實家に取戻されて以來養家に在りし如く氣の儘な兄弟同一の物を貰ふても自分の分が少ない樣に思ひ此樣な事の度重なつてかゝる惡心となる動機となりしとは家庭に於ける父兄の注意肝要

●朝鮮人の合併祝

日韓合併となるや内地にては各地祝賀會を開催したるも朝鮮にありては朝鮮人に對し遠慮の必要より祝賀を見合せ居れる有樣なるが茲に沙里院に於ては珍らしくも朝鮮人百五十名韓國合併祝賀會を催さんと同地內地人等に申込みたるより去る七日新舊日本人合同の一大祝賀會を開きしに出席者二百餘名非常の盛況にて和氣洋々の内に散會したりとこれ朝鮮に於る合同祝賀會の嚆矢とす

●李在明の死刑

李在明は三十日午前十一時京城監獄に於て死刑執行されたり

●男を嫌て朝鮮へ

熊本縣南高來郡西有家村字永野千二百六十五番戸貞吉の次女安達やす(一七)と云ふは去る廿四日の夜襲で貞吉夫婦がやすを近所に嫁入らせ之れと交換的に新夫たるべき男の妹某をやすが實兄の女房に貰はんと薄々耳にせし縁談を突然手強く命令的に談ぜられしにやすは當の男が自分の齡の二倍もあらうと云ふのに惰なく熟々厭ではあるものゝさりとて小娘の言張らん力もなく幸ひ從姉に當る同村の竹林ちとが妹諸共朝鮮に渡る由聞いて賴めば一緒に連れんとの事に嬉しかり風呂敷包一つ抱へたまゝ密とわが家を拔け出し三人連れ立ちて長崎港に立ち出でたるを親許よりの依賴に依り同地水上署の手に取押へられたり

●泥醉亂暴人二件

廿九日午後二時頃仁川支那町支那領事府內へ一人の醉漢押入らんとするに門番が之を拒みたるを怒り狂ひ廻り亂暴を爲さんとする由訴へに依り警官出張取調べたるに此の者は山口縣大島郡油田村當時仁川京町三丁目居住餅小賣行商人濱口吉五郎(五十)と云ふ者にて全く醉狂の結果と判明し覺醒迄保護中▲島根縣那賀郡下府村當時仁川碇泊野口丸の船員竹中秀吉(三十)は廿九日支那町西昌洋行にて少量の燒酎を飲み言語の行違より亂暴を爲さんとせしより本署へ引致の上說諭放還す

●汽船水夫の溺死

德島縣名西郡高川原村大字南島村百三十七番地平民松本鱗最(三十)は汽船神代丸の水夫なるが廿九日午後一時目下仁川港內碇泊中同船舷側塗方作業中誤て海中へ墜落したるを以て救助網にて搜索したるに一時三十分頃網に罹りしが腹部に稍や溫暖あるに付き水產會社側の棧橋に運び仁川病院長の出張を乞ひ種々手術を盡したるも遂に蘇生するに至らず死体は同船長に引渡せり

●醉支那人の亂暴

九月二十九日午後九時頃淸國人王陳東(三五)福利號(四三)の兩人酩酊して南部小公洞興德社演劇場に入り觀劇中の朝鮮人男女の區別なく亂暴を働くより巡査鎭撫せんとせしに生意氣な貴樣如き巡査に押へらるゝか領事館巡警を連れ來れと猶も暴行を働くより南部署に引致し覺醒の上治外法權の撤去せられたるを諭し其不心得を說諭し放還

●電車に衝突さる

南大門外幹村洞八十統八戸飴屋宋一先(五九)は二十九日午後八時十分頃日の丸魚市場前にて龍山より進行し來りたる電車の非常鈴に驚き避けんとせしも鳥目の爲め軌道に狼狽し居る内遂に救助網に刎ね飛ばされ負傷せしも電車の車掌運轉手の不注意にあらざれば致し方なく反つて自分の不注意を諭さる

●阿片密賣者檢擧

淸國芝罘生れ當時京城中部管內居住崔運擧(三〇)は曾て阿片製造に從事し朝鮮人に之を販賣して巨利を得つゝありしが九月廿六日朝鮮人に賣却吸飲せしめつゝある現場を北部署巡査に認められ檢事局に送られしが三十日京城地方裁判所に於て懲役六ケ月に處せらる

●鷄肉商竊盜兼業

永樂町居住鷄肉商大邱生れ李克巳(三十)は八月廿九日以來諸所にて竊盜を働き盜品は笠井洞限部質店外三軒に入質したるより南部署岸刑事に探知され九月二十五日櫻井町にて逮捕取調の上檢事局に送らる

●佐賀セメント賣出

南山町二丁目山村商店にては今回佐賀セメント株式會社代理店として同品牛樽以上何程多數にても注文に應ずる由因に同會社製品は品質優良價格低廉の評あり

●新草花無代配布

岡山縣邑久郡長船農事試驗場にては送費役代郵券十錢を送れば優美の球根新草花十種を何人にも無代送興する由

目と耳

▲浪花館 如雲一座三十日番組如左 前席『山鹿護送』後席『岡野金右衛門』(桃中軒如雲)他は前夜の續き

▲龍山座 金馬一座三十日の代番組 權助芝居(金平)指寫し檜獅子の舞ひ(金遊齋)常盤津並に浮世ぶし(小つま)近所の若い衆(市馬)無筆の親(金勝)音曲手踊りステヽコ(金登喜)人情咄し鐵(花園遊)曲藝火焔ばち(緫次郎)尺八の曲俗歌種々(花堂)文ちがい(金馬)大切新作喜劇美顏術([illegible])

▲歌舞伎座 曾我の家其他合同劇

▲壽座 博多二〇加芝居疊屋組一座

●四絃會秋季大會 京城明治町一丁目四絃會に於ては十月一日午後五時より大和町三丁目龍江義信氏方に於て會員八十四名秋季演奏會を開く由にて演奏曲目は君が代、山里、黑髮、降りて行、鶴の聲、京の四季、六段、五所車、流の枝、末廣、雪、梅にも春、さむしろ、八千代獅子、筑前琵琶、千鳥の曲、越後獅子、松竹梅、餘興

●仁川錦禪會例會 薩摩琵琶の同會は明二日寺町長野寫眞館樓上に於て開催來聽隨意の由重なる演題は『常陸丸別れの國歌』『小督局』『兒島高德』『壺潜入』

運勢

十月一日(舊八月廿七日)七●赤●佛滅己亥●滿△一白●旅行起業開店入學門婚談●礦業に吉●療病衛生に注意の事△二黑●家族家庭の事些少の煩累かゝり其外快欣の日大抵進んで吉△三碧●取引賣買貸借上に間違起らんとす不動産及婚談の事に忌む△四綠●橫領盜難防ぐべし新事旅行婚談に忌む●賣買貸借金品授受間違起らんとす△五黃●貸借保證事に忌む其外平靜△六白●賣買貸借取引進んで吉起業開店設計目論見旅行に忌む△七赤●新事見合せの事相談契約婚談共同組合連体の事効なし△八白●人のために出費出捐多き日なり其外吉日△九紫●新事旅行凶貸借相談委囑婚談に忌む(本町五丁目三一館判斷)

●天氣豫報(自三十日午後六時至一日午後六時)

北風曇但少雨

三十日(華氏) 最高溫度 七四、三 最低溫度 五三、四

懷中良薬

主効
仁丹

▲惡酔宿酔 ▲舟車暈 ▲頭痛目眩 ▲氣の鬱 ▲胸腹痛 ▲口熱口臭 ▲歯の痛 ▲音聲美し ▲酒食味增 ▲悪疫豫防

JINTAN 仁丹 ジンタン 인단

消化と害けし

快々として樂まぬ人
仁丹飲めば心底より愉快になる

逆上さ
▼便秘と
▼體毒には

梅毒新薬
毒滅
に限る

代理店 京城 新井薬房

朝鮮牛種及牛乳改良元祖

消毒純良
高等牛乳

當場飼畜の乳牛は悉くエーアシヤ、ゼルシ、ホルスタイーンの最も優逸なる洋牛而已なるが故搾取する所の牛乳は極めて純良無比なり
當場畜舎及殺菌室等其他一切の設備の完全なる他に比類なし

當場には種畜牛數頭飼養致候間種付御希望の方は御申込被下度候
當場には御進物用牛乳切手發賣致候
其他牧畜に關する一切の業務は可專懇切に取扱可申候間御用命之程希上候

京城南大門外
荒井牧場
(電話一〇五六番)

龍山本町三丁目
龍山販賣所
(電話二〇二番)

東京
足袋

本店東京
京城大和町一丁目
(日の出橋際)
大和屋
藤井出張店
電話二百〇五番
明治町勸商場内ニモ出張店アリ

正札付大安賣厘毛引なし安心して買へ升

資本金五百萬圓
神戸海上運送火災保險株式會社
出張所 京城明治町一丁目
(電話一五四九)

大勉强!!!

薄利多賣の目的を大々的安賣仕り候間御小賣にても多少に不拘御用命の程伏而願上候

▲西洋雜貨、洋酒、食料品
▲各國煙草、洋菓子、化粧品
▲支那緞子、紋繻子、絹紬類
▲浦潮更紗、毛布類、食器

上等食パン製造販賣

支那織物は特に大安賣仕候
仁川港支那町(電話八一八番)

直輸入卸小賣
㊉義生盛號

京城南大門通(電話一一三六番)
義生盛號
木浦各國居留地(電話一六九番)
義生盛號
釜山南草梁支那町(電話五六〇番)
義生盛號
長崎市梅香崎
本店
裕和盛號
營口永世街、奉天城内、上海二擺渡
鐵嶺西門外、芝罘
裕和盛
清國支店
芝罘は日本一等旅館兼業

弊館には夜警の設備あり

陸軍指定旅館
鐵道院指定旅館
水産組合指定旅館
各保險會社指定旅館

御好評の事
仁川第一なり

御客様の安全此の上なし

京濱埠頭
旭屋旅館
電話二五一

御誂
附屬
京染
都

京城永樂町壹丁目
たまや

營業科目

和洋紙類
印刷附屬品
印刷インキ
和洋書籍
防腐ヂシン
穀物食鹽
諸顏料類

發賣販賣

東京ランバーノ商會代理店
東京中外アスファルト株式會社代理店
東京千代田生命保險相互會社代理店
藤田合名會社
東京博文館發行書籍特約店
東京金港堂發行書籍特約店
東京國定教科書共同販賣所特約

本社 京城明治町二丁目(電話二三〇番)
出張所 東京京橋南鍋町一丁目 東京築地電話新橋三六九二番

義歯術一般

京城永樂町二丁目(赤門前)
榊忠司
取次電話一五八三

三製紙會社製造板紙特約店
洋紙各種
紙函封筒諸袋類製造販賣

京城長谷川町二丁目
鼎商會
電話九百十八番

定價表
御入用の方には無代進呈仕候

暖爐各種
並に附屬品
煙突取附

多數御注文の節は特別勉强可致候

龍山新市街山下町一丁目
(兵器支廠官舍入口)
馬木勇吉本店
電話三六四番

京城本町五丁目一番戸
(商業會議所入口角)
馬木勇吉支店
電話四七一番

歯科治療

本町六丁目(麴そば横町)
ドクトル 中村安子
女子見習募集委細面談
(電話一五八三)

法律事務所開設

今般左記の所に莊子辯護士出張事務所開設致し候に付き一般法律事務を懇篤に取扱へ仕候

辯護士
仁川仲町二丁目五番地
莊子斌事務所
主任 本内千代吉

新案
和洋衣物各種
堅牢で廉價
㊈たびもた
山まゆ織

京城本町一丁目
㊈
來原商店
電話四八三番

㊈出張店
京城本町五丁目(旭座入口)

自午前八時至午後九時

京城相生町南門湯横
(電話一一九四番)

花柳病專門 附、痔疾一般
入院隨意
京城梅毒病院
院長 醫學得業士 蘆田耕平

明治廿三年七月創業
資本金一千萬圓
東京海上運送火災保險株式會社
京城代辨店 本町四 山口吳服店電話九番
事務所 京城南大門通二 電話一〇七〇番